

別表 1

対象外業種

令和 5 年 7 月改訂「日本標準産業分類」による。

- 1 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く。）
- 2 漁業（大分類 B に含まれるもの）
- 3 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業および保険サービス業は除く。）
- 4 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- 5 医療・福祉（大分類 P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類 85）
- 6 以下のサービス業等
 - ①風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）により規制の対象となるもの
 - ②競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803 に含まれるもの）
 - ③芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類 8094 に含まれるもの）
 - ④場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 に含まれるもの）
 - ⑤興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）（細分類 7291 に含まれるもの）
 - ⑥集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類 9299 に含まれるもの）
 - ⑦易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 に含まれるもの）
 - ⑧宗教（中分類 94 に含まれるもの）
 - ⑨政治・経済・文化団体（中分類 93 に含まれるもの）
- 7 その他
 - ①公序良俗に反する事業